

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第2回定例会議
開 催 年 月 日	令和2年8月20日(木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後4時 から 午後5時 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室4
議 長 等 の 氏 名	会長 中村 和彦
出 席 者	副会長 戸塚 学 委 員 鍋嶋 正明 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 吉田 健 学校教育推進監兼教育センター所長 三上 文章 学校指導課長 横山 晴彦 学校指導課長補佐 福田 真実 教育センター所長補佐 小笠原 恭史 学校指導課指導主事 佐藤 耕人 学校指導課主幹 会津 聡子
会 議 の 議 題	・一学期中の「いじめ」に関する状況報告 ・質疑応答及びいじめへの対応、未然防止の取組等の審議
会 議 資 料 の 名 称	資料1 令和2年度弘前市立小・中学校のいじめの状況(7月分まで) 資料2 令和2年度いじめに係る報告書の状況(7月末まで)

<p>会議内容</p> <p>( 発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等 )</p>	<p>会議概要</p> <p>(議長)</p> <p>「審議」については個人情報が含まれることが予想されるため、非公開とすることでよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(議長)</p> <p>資料1、一学期中(令和2年度4月～7月)のいじめに関する状況報告について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>いじめの認知件数について、昨年度と比較すると、小・中学校ともに増加している。</p> <p>いじめの態様について、小・中学校とも、「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多く、全体の半数以上を占めている。次いで、小学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、中学校では、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の項目が多い。</p> <p>引き続き、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知し、早期に対応することで深刻な事態を引き起こさないよう取り組む。</p> <p>いじめにより指導を受けた児童生徒の人数について、昨年度と比較すると、こちらも小・中学校ともに増加している。なお、これまでの報告では、1つの事案で最大10人が加害者として指導されるなど、関係する児童生徒の多い事案が散見される。加害児童生徒が抱えるストレスや様々な問題など、いじめの背景にも目を向け、継続して指導していく。</p> <p>(議長)</p> <p>ここまでで、意見・質問は。</p> <p>(委員)</p> <p>平成31年度から指導継続中の案件についてはまだ3か月の経過を迫う期間ということか。</p> <p>(事務局)</p> <p>当初の事案からは3か月を過ぎているが、まだ経過を見ていかなければならない案件が含まれている。</p> <p>(委員)</p> <p>それは重大事態に至るような案件ではなさそうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>指導していったん解決にはなったが、その後も繰り返し起こっている。再度あった場合は、そこから3か月の経過を迫う</p>
---	--

ことになる。

(委員)

きちんとケアをしながら対応していると捉えてよろしいか。

(事務局)

はい。

(委員)

コロナの関係で、今年度4月～7月の間、休校など学校のスケジュールはどのようになっていたのか。

(事務局)

休校は、5月の連休の前後にあった。

(委員)

統計的には、休校期間前後は報告数があまり多くないということか。

(事務局)

月ごとの発生状況を見ると、6月から部活動も含めて通常の教育活動に入ったため、6月から少し件数が増えている。

(委員)

学校から教育委員会への報告で、コロナの影響下にあるような事象は何かあったか。

(事務局)

明らかにこれがコロナの影響という判断はつきにくいですが、少なからず影響はあると捉えて対応している。

(議長)

次に、資料2について説明をお願いします。

(事務局)

資料2は、学校がいじめやいじめの疑いを把握した段階で、教育委員会に対して第一報として報告された事案を一覧表にまとめたものである。表の欄外右側に示したアスタリスクの印については、学校が事案を把握した際、教育委員会への報告が迅速に行われなかった事案であり、課題として認識している。組織での適切な対応を早期に進めるよう、様々な機会を捉えて、改めて確認していく。

(議長)

意見・質問は。

(委員)

特定の学校に報告の遅れが見られるようだが、報告が遅れる要因は何か。

(事務局)

1つは、4月下旬の臨時休業の影響であると考えている。他には、教育相談等を行って出てきたものが未報告だったため、翌月初旬に教育委員会に報告が上がってきたというものがある。

(委員)

報告日が全て同じ日になっているものもあるが、いじめの兆候があれば小さなことでもすぐに報告することになっているにも関わらず、まとめて報告する体制の学校もあるのか。

(事務局)

まとめて報告する体制ということではなく、つい忘れて報告が遅れたということである。

(委員)

つい忘れていて、催促されて1回でまとめて報告したということか。

(事務局)

毎月、月例報告というものがあり、その際に未報告だったものを改めて報告したということである。

(委員)

コロナでそれどころではなかったということか。ある特定の学校が目立っているが。

(事務局)

表現はあまり良くないが、「小さなことも」全て報告を上げるので数が多くなっている。

(委員)

学年がだいたい同じように思うが。

(事務局)

5・6年生が多い。

(委員)

同じ先生なのか。

(事務局)

今年度、校長先生の異動により、昨年度と体制が変わった学校もある。昨年度も数の多さが目立つ学校があったが、その学校はアンケート調査を実施した際に分かるというケースが多かった。今年度は校長先生の異動に伴って体制が変わり、1か月ごとに集計して報告してくる様子が見えてくる。すぐに指導が必要かどうか、学校に状況を聞いていく。

(委員)

昨年度よりも報告の遅れる事案の数が多くなったように思うが。

(事務局)

今年度は、3日以内に報告されなかったものを遅れたと判断しており、昨年度よりも厳しい基準にしている。

(委員)

「暴力行為」で太字の表記になっているものは、どの程度のものなのか。

(事務局)

怪我の大小ではなく、その行為が危険だという意味のものを、太字の表記にしている。

(委員)

どうしてもこのような報告の一覧表を見ると、名前の挙がっている学校に目が行きがちなのだが、挙がっていない学校にも目を向ける必要がある。また、児童生徒数が多い学校でも他の学校と比べて報告数の少ない学校もある。いじめ防止の観点から考えた場合、いじめの問題は、認知の問題と、本当はないということ、の2つあると思う。本当になさそうな学校というのは、教育委員会から見てどのような学校か把握できているのか。できているならば、いじめ防止対策の1つのモデルになるのではないか。

(事務局)

感覚としては、どの学校もかなり気を付けており、その都度いじめではないかという目で捉えている。

(委員)

いじめを認知する敏感性という点では、どの学校も積極的に認知しようということで、レベルは上がっているということだ。その意味では、この表に出て来ていない学校というのは、いじめがない学校と見てよいということか。

(事務局)

中学校に関してはそうである。小学校は、認知のない学校はどちらかというとも規模の小さい学校が多い傾向にある。その意味で、小学校も本当はないのではないかと考えられる。

(委員)

規模の問題もあるし、地域の問題もあると思うが、その点で何か特色があれば、いじめを防止する際のヒントになるのではないか。

(委員)

確認だが、子どもたちへの1か月に1回のアンケート調査は、毎月実施し報告されているのか。

(事務局)

いじめの報告は毎月されている。

(委員)

そうすると、4月～7月の中で、特に規模の大きい学校で何もなかったとは思えない。要するに、実際毎月アンケートを書いている子どもたちの状況と、この表に挙がっているものとは、乖離があるのではないか。それはいじめレベルではないと担任の先生が判断してそこで留まっている可能性もある。アンケート調査に基づく情報を学校に任せている状況なのか。

(事務局)

毎月の報告は、主に先生が見取っての報告である。アンケート調査は、統一して毎月実施と教育委員会から指示しているのではなく、ある程度学校に任せている。毎月実施するかどうかは学校による。アンケートの内容も、いじめに特化したものもあれば、生活の悩みを含めて実施する学校もある。

(委員)

簡単なアンケートというか、例えば体罰した先生がいるか○か×を付けて名前を書くとか、誰かに何かをされて名前を書くというような、すぐに書けるアンケートだとやりやすい。様式に統一されたものではなく、目的ややり方・頻度も各学校バラバラに実施しているということか。

(事務局)

はい。様式は特に教育委員会では定めていない。

(委員)

体罰の様式も定めていないのか。

(事務局)

体罰はモデルを示している。

(委員)

それは毎月実施しているのか。

(事務局)

毎月ではない。

(委員)

だとすると、乖離があるのかもしれない。学校側の報告が月に何回なのかやアンケートの様式をチェックすれば、乖離の様子が分かるのではないか。アンケートの回数などやり方を指導すれば、もっとしっかり報告が上がってくるのではないか。

(委員)

私は学校のいじめ防止委員をしているが、学校側はアンケ

ートの結果を全て開示し、学校の状況を教えてくれる。そこには保護者の意見もあり、この子はこう言っているが保護者はこのように言っているなども全て見せてくれる。また、各学年の先生も出席し、学年ごとに状況を教えてくれる。話合いの場面では、お互いに気が付いたことは言い合う。学校ではおとなしくしているけれども、外ではどうしているかなど。

(委員)

そうすると、何かあった際、すぐに教育委員会に報告があるのではなく、ディスカッションをしながらこれはどうかという話合いを経た上で、報告が上がって来ると考えてよろしいか。

(委員)

学校の方で、アンケートの結果、こういうふうに出てきましたという形。結果報告のような形。

(委員)

ちなみに、アンケート用紙は記名なのか。たいてい記名のところが多く、何先生に殴られたなど後から確認のために書かないといけないので、自分が特定される形になる。書いた本人の名前は分からないようにされているのか。

(委員)

少なくとも報告の場では分からないようになっている。

(委員)

アンケートが実施されて、それが教育委員会にすぐ報告される状況ではなさそうだ。

(委員)

いじめが発生した場合は、加害者・被害者・担任・教育委員会担当者・民生委員で話合いがあり、子どもたちにもいじめはだめだときちんと対応している。

(委員)

問題が発生したらきちんと対応されているとは思う。しかし、発生したと思われたらいじめかそうでないかに関わらずすぐに教育委員会に報告することになっているのに、報告が少ないということは、情報の捉え方が弱いのか、それとも何か違う捜査がされているかということだと思う。まとめられた資料はきちんとされているとは思いますが。

(委員)

いじめの定義からすると、この報告の少なさは私には考えられない。そこはどうかと思っている。

(事務局)

報告を出さないものもある。そう考えた方が自然である。

(委員)

アンケート結果の開示が早いとか皆で話す場が設けられているというある学校の特徴について、委員から話があったが、他の学校では全然やっていないのか。このやり方が功を奏しているのであれば、他の規模の大きい学校でも同じ手法を取った際に少しでもいじめが減る方向に行けば、もしかすると予防のヒントになるのでは。

(委員)

全体としてはうまくいっているにしても、認定はした上で今言ったやり方をした方がよいのではないか。実態は分からないが。

(委員)

学校だけでは解決できないこともある。その場合、第三者委員会のような、話し合う機会を設けてくれることは、早く解決することにつながるのではないか。

(委員)

解決はおっしゃるようにしっかりされていると思うが、今は報告の形態のことを話している。

(事務局)

他のところには報告しているけれども、教育委員会に報告していないということはない。各学校の実態が分からない部分もあるため、聞いたり調査したりする必要はあるかと思う。全く名前の挙がっていない学校もあるので、本当にそうなのか、出さないのか。

(委員)

同じやり方で実施した方がきちんとエビデンスが上がってくると考えるが、今まで実施したことはあるのか。

(事務局)

いじめに特化したものはない。

(委員)

すぐ報告が上がるように、効果的なやり方やアンケートの仕方などはないのか。

(事務局)

ここ1・2年で始めた現在の形式が一番の速報の形にはなっている。3日以内の報告は、まだまだ浸透し切れていない。校長会等でも話しているが、確実に早く発見するということが習慣化すれば、深刻な事態を防げると思う。教育委員会としてもしっかりやっていかなければならないと考えている。



(委員)

前回、議論となっていた、ネット上におけるさまざまな問題の報告が上がってくるにはどうすればよいかということについて、対策ややり方に工夫はされているのか。この資料に何件か挙げられているものは、ずいぶんなトラブルと認識して、被害を受けた方がきちんと伝えてくれたということ。トラブルというところの程度をトラブルと考えているのか。

(事務局)

「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷」というのは、悪口を言われた、又は悪口と受け取れるものである。

(委員)

SNSで言えば具体的にどれか。

(事務局)

通話・通信アプリや、動画投稿アプリで名前を書かれたなど。

(委員)

小学生でもスマホを持っている子どもは多いのか。

(事務局)

弘前市の昨年度の調査では、小学生で4割弱、中学生で7割弱。

(委員)

インターネットの使い方に関して注意喚起をされていると伺ったが、どういう人を講師に呼んでどうやるかは、それぞれの学校で決めるのか。統一されたものではないのか。

(事務局)

統一はしていない。通信会社や、ステップスという県の合同サポートチーム、警察に依頼したりと様々である。

(委員)

だいたいの内容は網羅されていると思うが、依頼するところによって伝える内容が少しずつ違っているということか。

(事務局)

だいたい学校の方で、今こういうところが心配なのでこういう内容に触れてお願いしますという形で依頼している。

(委員)

それぞれの学校の現状に合わせてということか。

(事務局)

はい。学校によっては学年を分けたり、参観日で保護者にも実施するなど、対象に合わせて、内容をある程度絞って依頼している。

(委員)

以前関わった事例で、通話・通信アプリのグループ外しがあった。この解決を図る間に、対象の学年全員を体育館に集めてスマホの使い方の授業をした。このような行為ははじめになることや、スマホはこのように使うなど、独自に学年で授業をした。このようなことはやっていない学校もあるだろう。

(委員)

ネット上のトラブルは、やはり被害者本人が先生に伝えて初めて分かることが多いのか。

(委員)

被害者本人もあるが、保護者から話があることもある。

私は県の健全育成にも関わっているが、電話会社を三件周り、小・中学生にはスマホを購入した際に必ずフィルタリングを付けるようお願いしたことがある。ただ、買うときは付けてもすぐ解除できてしまう。

(委員)

子どもたちはコロナでストレスが溜まっているため、夏休み明けにその反動が来るのではないか。イライラしがちでいじわるや悪口を言ったりする可能性が高くなってくる。それに対する指導は各学校でしているのか。いじわるや悪口をしないようにということではなく、ストレスがかかったときにはそのようなことが起こりがちであると、説明があれば良いと思う。授業や様々な行事が中止になり、子どももイライラしているし、先生も忙しい。先生も余裕がないと、いじめがあるかどうか見えにくくなってしまうので、先生方も大変かと思う。授業の進行だけで精一杯で、お互いに大変な状況かと思う。どうしたらよろしいか。

(委員)

自分の感情やストレスの度合いを自覚できるようにならないと、暴力行為やいじめを抑えるなど次の段階に行かないと思う。感情の変化やストレスの対処法などを、例えば道德などの授業に組み込むことはあるのか。学校の現状はどのようなものか。

(事務局)

委員会としては方針の中に、授業づくりと併せて集団づくりをお願いしている。授業の中にもみんなが居ることのできる状況をつくりましょうということをお願いしている。その1つの指針として、子どもの声意識調査を活用した学校づくりに取り組むことを進めている。今年度はコロナの影響で実

施できていなかったが、7月に実施することができた。それに基づいて、みんなが楽しく生活できるように、授業をメインにしてどのような授業づくりをしていくか、夏季休業中に話し合っていたことをお願いしていた。

(委員)

意識調査とは。

(事務局)

簡単な、「学校が楽しい」「みんなで何かをすることが楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「勉強がよくわかる」という4つの質問を、4件法で「かなりそう思う」「まあまあ思う」「あまりそう思わない」「全然そう思わない」と、「普通」という段階はなしで調査する。これは無記名である。学級という集団の何割が「分かる」と言っているのか、「みんなで何かをすることが楽しくない」と言っているのかということ、学校の先生方に1つのデータとして捉えていただく。子どもたちの中にストレスが増えていくといじめの温床になるという概念が、どのくらい学校に浸透しているのか。子どもと子どもがけんかしている間にいじめになったとかということではなく、集団にストレスが多くかかる、あるいは一定量以上になるといじめが起きてしまうという認識を学校がもっともっていく必要がある。その警鐘として、今年弘大の先生方と協力している「心のサポートアンケート」も、コロナのストレスを測るような観点で年3回取っていただいている。その結果を学校にお返しする際に、そのような観点で、全体としてストレスがかかっている子が多いので気を付けないといけないということを、先生方が意識して授業づくり・集団づくりに取り組むということは、1つの防止策につながっていく。それをいかに周知するかが大事であると考えている。

(委員)

特に気が滅入った子どもたちの心の数値化を今回やらせていただいている。ストレス下によってどの子が気が滅入っているのかが値で出てくるので、それを先生方や家族の方に返すことによって子どもの状況が分かる。気が滅入っている子が実際医学上支援が必要かどうかも見なければならぬ。今考えていることは、値が高い子どもたちを、任意の希望者だけでも先生方と様子を見て、本当に治療が必要な状況であれば私たちが介入しなければならない。先生方と一緒に子どもの様子を見ていけたらと考えている。実際行うかどうかは先生方と相談になる。

(委員)

先生方の負担を少なくするため、スクールカウンセラーも専門性を発揮しながら先生方のお役に立てればと思う。心の授業をされている学校もあると思うが、スクールカウンセラーは必ず全校配置のため、スクールカウンセラーが心の授業を行うことなどを取り入れていただきたいと思う。以前、心のサポートアンケートを実施して気になったクラスなどに対して、教育センターで心の授業を実施したことが好評だったようだ。スクールカウンセラーもそのような授業を担えれば良いと思う。